明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**七〇）　一
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四七）　四
○農業経営統計調査規則の一部を改正する省令（**農林水産**八一）　五
○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**八九）　五
〔告　示〕
○内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成三十年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（**内閣官房・内閣府・復興庁**一）　六
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する件（**個人情報保護委**八）　一六
○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**二三〇）　二〇
○文化財を重要文化財に指定する件（**同**二三一）　二四
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（**同**二三二）　二四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**同**二三三、二三四）　二六
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**一〇二～一一四）　二六
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二七七五）　四三
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する件（**国土交通**一三八四）　一四
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三八
特殊法人等
弁理士登録、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　三八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに電波法を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

総務大臣　石田　真敏